

議案第 14 号

名張市いじめ問題専門委員会委員の委嘱及び任命について

名張市いじめ問題専門委員会条例（平成 26 年条例第 28 号）第 4 条の規定に基づく名張市いじめ問題専門委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

令和 7 年 3 月 21 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市いじめ問題専門委員会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1	第1号委員	飯田 真也	楠井法律事務所弁護士	令和5年4月1日		
2	第1号委員	稲持 英樹	名賀医師会 理事	平成27年4月1日		
3	第1号委員	山田 忍	臨床心理士	平成27年4月1日		
4	第1号委員	神田 禎也	学識・教職経験者 (元校長)	平成27年4月1日		
5	第1号委員	西口 成貴	名張市地域福祉教育 総合支援ネットワーク エリアディレクター (元児童相談所長)	平成31年4月1日		

※選任状況は3月10日現在となります。調整中委員の決定及び各団体推薦者、人事異動等に伴う委員の変更が生じた場合は、随時報告をいたします。

○名張市いじめ問題専門委員会条例

平成26年12月25日条例第28号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。次条において「法」という。）第14条第3項の附属機関として、名張市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下この条及び第4条において「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための調査研究
- (2) 市立学校における法第24条に規定する調査
- (3) 市立学校における法第28条に規定する調査
- (4) その他教育委員会が必要と認める事務

(組織)

第3条 専門委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験その他のいじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。